

民と官の連携による公共サービス改革検討委員会議事録  
(平成21年度第7回目)

- 1 開催日時 平成21年12月4日(金) 午後2時 ~ 午後4時55分  
 2 開催場所 富士見市役所 2階 市長公室  
 3 出欠状況

阿部委員	市川委員	伊藤委員	河村委員	福嶋委員	船生委員
その他出席者	市長、情報政策課長、協働推進課長、高齢者福祉課長、同副課長、同主査				
事務局(政策財務課)	総合政策部長、政策財務課長、同課主査、同課主査、同課主査				

- 4 議題 (1) 事業仕分けの結果について  
(2) その他

5 議事内容

<p>1 開会                  2 委員長あいさつ                  3 議事                  (1) 事業仕分けの結果について  <b>【資料】・事業仕分け今後の方向性一覧</b>                  ・新電子申請システムについて                  ・シルバー人材センター会員数等と60歳人口の推移                  ・出張所運営経費等一覧(21年度版)</p> <p><b>IT推進事業</b>                  委員：新システム構築費用は、リース料とは別に必要なのか。                  情報政策課長：約14万円を要する。                  委員：新システムの入替えにより、市役所へ出向かずに手続きができるのか。                  情報政策課長：公的個人認証が必要な手続きについては、公的個人認証を要さずに手続きできるようにし、やむをえない手続きのみ、市役所へ出向いてもらう。                  委員長：やむをえない手続きとは何か。                  情報政策課長：住民票、戸籍、税の証明などが考えられる。                  委員長：公的個人認証を要する手続きの割合はどの程度か。                  情報政策課長：電子申請が可能な51件の手続きのうち、32件について公的個人認証が必要であるが、今後、そのうちの12件について公的個人認証を外したいと考えている。また、市役所へ出向いてもらう手続きについては、全体で5件程度にしたいと考えている。                  委員：1件あたりのコストを400円以下にできるのか。                  情報政策課長：今年度の電子申請の利用者が前年度比で増加していること、公的個</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

人認証を必要としない手続きが増えること、携帯電話からの申請が可能となることなどにより、目標達成は可能であると考えている。

委員：システムリース料が大幅に下がる理由は何か。コストダウンしたから継続するのではなく、市として主体的に判断して欲しい。

事務局：仕分けの結果を受けて、リース料を下げたわけではない。これまでのシステムが新規開発であるのに対し、新システムは、メーカーが自前でシステムを作ったため、大幅にコストダウンが可能となった。また、現在着手しているホームページのリニューアルにより、利便性も向上するため、電子申請については廃止ではなく、ぜひチャレンジしたい。

委員長：1件あたりのコストを400円以下とする場合、件数はどの程度か。

情報政策課長：年間766件以上である。

委員：電子申請が広がることにより、利便性の向上だけでなく、事務コストの削減も可能なのか。

情報政策課長：可能と考える。

委員：数百件程度の利用で利便性向上といえるのか疑問だが、コストが下がるのであれば、あとは判断するだけである。

委員：この仕事は市としてやりがいのある仕事なのか。

情報政策課長：電子申請の利用時間帯は、午後9時～12時が多く、必要性もあることから、今後PRを強化し、積極的に取り組んでいきたい。

委員：申請全体における電子申請の割合はどの程度か。1%に満たないのではないか。

事務局：資料が手元にないためわからない。

市長：これまでは、基幹系システムの入れ替えという大きな課題に取り組んでいたため、その他の課題については、やりたくてもできない状況であった。今回は3年以内という目標を立て、電子申請を推進したいと考えている。

委員長：今は、新たに事業を開始しようとしている段階とも言え、全体の申請件数を把握していないのはおかしい。

市長：数字を把握していないことについては反省したい。

委員：市として、背水の陣で臨み、市にとってプラスになるというのであればよいのではないか。

委員長：PRを強化するなら、その分の人件費コストがかかる。

委員長：委員会のまとめとしては、目標について、1件あたりのコストを400円以下にすることだけでなく、申請全体における電子申請の割合についても相当の割合となるような目標を設定すべきである、としたい。

#### 市民文化会館維持管理事業

委員長：「厳正な基準」の具体的な内容は何か。

事務局：現時点では具体的に示せるものはなく、今後検討していく。

委員：広く公募したとしても、選定基準によっては、現在の指定管理者以外には

なりえない場合があり、実際にそういう事例もある。

事務局：ある程度の実績を持ったものが選定の候補者となるが、結果的に1社しかないということにはならないようにしたい。

委員：市内から選定して欲しいが、それも難しい。

事務局：市民文化会館では、市民のボランティアや、なかにはNPOを立ち上げて取り組んでいる方もいるが、管理・運営にはノウハウが必要なので、そういう方たちだけで必ずしもできるとは限らない。

委員：公共的な団体以外で何社くらいあるのか。

協働推進課長：実数はわからないが、県内の公共ホールを受託しているのは数社しかないのでは、全体で10社に満たないのではないかと。市レベルでは、坂戸、本庄、久喜、秩父、朝霞、さいたま市で民間が受託している。

事務局：民間が受託している場合、貸し館業務だけの場合があり、施設を活用されているとは言えない。市民と協働で運営するとなると、もっと数は絞られるのではないかと。

委員長：富士見市施設管理公社は、管理だけでなく、事業もやっているのか。

協働推進課長：自主事業として年間約40事業を実施しているほか、市民サポート委員会を組織し、市民と協働で事業に取り組んでいる。

市長：芸術監督をお願いした平田オリザ氏が、今の運営方法を形成した。

委員長：施設管理者以外の団体が受託しても、平田氏に依頼できるのか。

事務局：芸術監督制や市民のボランティアについては、施設管理公社以外の受託者の場合、合意形成が必要である。

前回会議では、施設管理公社との随意契約の問題を指摘されたため、その点を踏まえ、市としての方向性を修正した。

委員：施設管理公社は、施設の管理だけをするのは難しいのか。

事務局：施設管理だけでは、施設を設置した意味がない。市民と関わり、文化を創造していく必要がある。

委員長：それであれば、「施設管理公社」ではなく、「文化振興財団」という名称なら理解できるが。

事務局：名称変更を検討したこともあったが、2000万円から1億円に資産の積み増しをする必要があるため、内容のみ変更した。

委員長：施設の管理と運営を分けて委託することは可能か。

事務局：施設の管理と運営をセットにして指定管理者が管理しているため、難しいが、JVのような形態は想定される。

委員：指定管理者の受託により利益は出ているのか。

事務局：場所の問題もあり難しいが、コストの削減は可能だと考える。

委員：冠（スポンサー）をつけて収入増を図ることはできる。

委員：芸術性の高いものではなく、もっとポピュラーな演目の方がよいのではないかと。

委員：地域の文化振興を図るということから、施設管理公社を指定管理者にして

いるのだと思うが、最近の流れとして、外部の人材を活用することもあり、市内だけにこだわらなくてよいのではないか。

事務局：建設時の議論には、もっと大きなホールが必要であるという意見があったが、結局、興行型のホールとはせず、現状のとおりとなった。

委員：文化発信と施設管理を分けることはできないか。

事務局：指定管理者ではなく、部分委託であれば可能である。

委員長：施設管理は指定管理者、文化創造は市の直営というのもありうる。

委員：指定管理料のうち、事業費の占める割合はどの程度か。

協働推進課長：事業費は含まれていない。

事務局：事業費は、通常、指定管理料に含まれるが、本市の場合、費用の問題から、指定管理者の自主財源で事業をやってもらっている。事業面では、他ではできないほど低い金額で初代芸術監督に平田オリザ氏を迎えた。

委員長：芸術監督制や市民のボランティアについては、指定管理者が代わった場合、新たな指定管理者自身が調達するのか。

事務局：市民のボランティアについては、自発的なものなので、基本的には変わらないと思われるが、芸術監督制については、施設管理公社が依頼したことなので、継続するかどうかは不明である。

委員長：指定管理者が施設の管理だけをするのであれば、市民ボランティア等については、継続性があるのではないか。

事務局：指定管理者からそのような提案があればよい。

委員：なぜ、施設管理公社にソフト面まで委託する必要があるのか。

事務局：指定管理者制度は、施設の管理運営を一体的に行うものであるため、現形態となっている。

委員：指定管理者にすべてではなく、一部委託することは可能か。

委員長：そのような仕様にすれば可能である。

委員会としては、指定管理者を公募する点はよいが、指定管理の業務内容等については要検討ということか。

委員：文化について仕分けを行うのは無理であり、コスト面について意見を述べるしかない。金額が妥当かどうかは、他市の状況などのデータがないと、判断できない。

協働推進課長：全国平均と比較すると、富士見市の指定管理料はやや高い。しかし、施設管理公社に対する補助が指定管理料とは別にある場合や、使用料収入を指定管理者の収益とする場合があるなど、条件が違うので一概には言えない。指定管理者の導入状況は、県内 82 の公共ホールのうち、直営が 29、指定管理者が 53 で、指定管理者のうち公共的団体が 45、民間が 8 である。

委員：公社の収益はどうなっているか。また、市職員OBはいるのか。

事務局：収益は、年間 1200 万円くらいである。市職員OBは、1 日 7000 円で月 9 日勤務の理事長、月約 18 万円の常務理事、時給 790 円のパート職員の合計

3名である。

委員長：コスト削減については努力しているとも考えられる。

委員：自主事業の拡大によるコストの圧縮が必要ということか。

委員長：委員会としては、指定管理者選定にあたり民間との適切な競争を確保することと、文化事業による収益の確保により、全体コストの縮減を図ることの2点を意見としたい。

#### 高齢者入浴料助成事業

委員：経過措置期間は、何年か。

事務局：3年間を考えている。

委員長：経過措置期間を設けるなら、年数を明示して欲しい。

委員：送迎バスを増やすことにより、指定管理料が増えるのか。

高齢者福祉課長：既存の予算では対応できない。

委員：送迎バスを走らせても利用者が増えないなら、タクシー代の補助を出せばよいという意見があったと思うが、それを踏まえての判断か。

高齢者福祉課長：老人福祉センターまでは距離があり、タクシーの方が経費を要するのではないか。

委員：入浴できずに困っている人がそれほど多いのか。

事務局：もともと、高齢者の引きこもり防止などの狙いから、公衆浴場にてコミュニケーションを図るということで始まった補助である。

委員：利用実績はどの程度か。

高齢者福祉課長：平成20年度の実績としては、実人数で、無料券は211人、補助券は1089人に交付した。

委員：利用者が自家用車を乗り合わせてきたら補助を出すなど、老人福祉センターに行くような策を講ずるべきである。利用実態はどうか、ガラガラではないか。

高齢者福祉課副課長：20年度の実績として、1日あたり92人が利用しており、ガラガラではない。ただ、バスについては、団体利用がメインであり、毎日運行できるバスがない。

委員：市内に公衆浴場が少なく、利用者に偏りがあるのではないか。

高齢者福祉課長：全市的に利用されているが、偏りはある。

委員長：入浴設備のある人となない人では、目的が異なるので、分けて考えた方がよい。コミュニティの場としての補助については、廃止とし、老人福祉センターの利用を促すということにより。

#### シルバー人材センター運営費補助事業

委員：契約金額の内訳はどうなっているか。

高齢者福祉課副課長：平成21年度の7ヶ月分の集計では、「公共」が76,460千円、「民間」が140,000千円、「個人」が9,500千円である。

委員：補助金額はどれくらいか。

高齢者福祉課副課長：市の補助 1,422 万円、国の補助が 1,090 万円である。国は市の上限を超えることはできない。

委員：契約金額の 4 億円は人件費に充てられるのか。

高齢者福祉課副課長：4 億円のうち、約 3.3 億円が働いた人の収入となり、残りは材料費や 5% の手数料である。

委員長：5% の手数料と、市と国の補助金が、管理費に充当されるのか。

高齢者福祉課副課長：その通りである。

委員：事務局の業務についても、シルバー人材センターに登録している人に任せてはどうか。

高齢者福祉課副課長：現在も事務局のパート職員はシルバー人材センターに登録している人であるが、中心となる職員については、正職員が必要である。

委員：契約金額と比較して、人件費の占める割合が高い。

委員：事業拡大とは具体的にどういうことか。

高齢者福祉課副課長：契約金額の増である。

委員：事業を拡大するという事は、非常に大変なことである。市役所の業務を受託するならよいが、民間企業から受託するのは厳しい。

委員：シルバー人材センターが受注する仕事は、制約があるのか。

高齢者福祉課長：臨時、短期、軽易な業務が対象である。

委員：市役所の仕事のうち、臨時職員で対応しているものについて、シルバー人材センターに委託してもよいのではないか。優秀な人もおり、もっと高度な仕事を任せることも可能だと思う。

事務局：市役所としては、地方自治法施行令に基づき、シルバー人材センターと優先契約できるが、品質も併せて見る必要がある。

委員：高齢者をもっと活用すべきである。

委員：シルバー人材センターの受託業務については、既得権益化しているものもあり、競争の原理を働かせる必要がある。国としては、仕分け結果を踏まえ、補助金を削減する可能性が高い。現時点で、市の補助金の扱いをどのように考えているか。

高齢者福祉課長：補助金の扱いはともかく、5% の手数料の割合を引き上げることはありうるのではないか。

事務局：手数料割合を上げることで、市の負担が増えるが、それを全く否定するわけにもいかない。本来的には、手数料の増ではなく、契約件数のアップを図るのがよい。

委員：登録会員の年齢構成はどうなっているのか。

高齢者福祉課副課長：65～69 歳が 307 人、70～74 歳が 270 人であり、そのあたりが多い。

委員：60 歳前半の人は、自分で仕事を見つけられるので、軽易な仕事は比較的高

齢な人に任せた方がよい。

高齢者福祉課副課長：65歳を過ぎると、仕事を見つけられなくなるため、シルバー人材センターに登録するようになる。

委員：富士見市をきれいにする条例もあることから、拾ったごみを市が購入するなどしてはどうか。

市長：一長一短ある。

委員長：委員会としては、事業拡大のため、行政の仕事にも積極的に挑戦すること、売り上げに対する管理コストの占める割合が大きいため、さらに効率化して、コスト削減を図って欲しい、の2点を意見とする。

#### (2) その他

- ・次回(第8回)の開催日時について、調整の結果、下記の通りとなった。  
1月27日(水)午後3時~

#### 4 閉会